

平成19年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成19年12月25日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第81号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第83号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第86号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第87号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定について
議案第88号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等について
議案第89号 那須塩原市部設置条例の全部改正について
議案第90号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第91号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
議案第92号 那須塩原市高齢者能力活用センター条例の一部改正について
議案第93号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例等の一部改正について
議案第94号 土地改良事業の施行について
議案第95号 市道路線の認定について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 2 議員の派遣について
（採決）

- 日程第 3 常任委員会行政視察の報告について
（報告）

追加（第1号）

- 日程第 1 議案第97号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
日程第 2 議案第96号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
日程第 3 議案第98号 土地改良事業の施行について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 発議第 8 号 洞島地区産廃中間処理施設拡大計画に対する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 発議第 9 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第 10 号 地域医療の拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅増員を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（30名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（1名）

27番	平山英君
-----	------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	田代哲夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	塩谷章雄君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	二ノ宮栄治君
農務課長	臼井郁男君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	菊地一男君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	折井章君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君		八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	深堀博
議事調査係長	斎藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

27番、平山英君より欠席する旨の届け出があります。



◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



◎議案第79号～議案第95号及

び請願・陳情の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、議案第79号から議案第95号までの17件並びに請願・陳情等については、関係常任付託委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） おはようございます。

総務教育常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成19年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件5件、予算案件1件、陳情1件の7件であります。

これらを審査するために、12月17日月曜、午前10時から第1委員会室において、委員7名出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）の審査結果について、人件費の説明を除いて説明は省略し、質疑等を中心に申し上げます。

人件費補正については、一般会計、特別会計、水道事業会計を含めた総計で給料、マイナス3,827万6,000円、手当、マイナス5,204万5,000円、共済費については、掛け率が若干上がったため1,209万9,000円の増額、退職手当負担金については、早期勧奨退職職員が7名おり、それに対応する予算で2,531万9,000円の増額、補正額合計でマイナス5,290万3,000円であります。

まず、総務部総務課では、退職手当負担金ほどのようなシステムになっているのかとの質問に対して、本市の場合は栃木県退職手当組合を構成し、そこに負担金を出している。給料に対して掛け率で負担をしており、通常は間に合うが、今回は勧奨退職扱いであり、退職手当組合格約で1年間に3%の上乗せ措置、最大10年で30%になる。その加算部分について負担をするもので、特別負担金の部分の補正を計上しているとの答弁がなされました。

教育委員会教育総務課では、学区審議会が6回から9回になって3回ふえたが、主な理由はこの質疑に対し、実際に進めていく中で、1つ目として複式学級小規模校の解消、2つ目、大規模校の解消、3つ目、小中一貫校を前提とした統廃合、4つ目として学区の見直しの4ブロックに分かれて審議を行っている。そのため、6回の審議では間に合わないとの答弁がなされました。

学校教育課では、平成19年度ALT派遣業務委

託の債務負担行為補正についての質疑に対して、来年4月から新たに委託契約を結ぶことになるが、4月から即事業等が入っているのので、19年度に債務負担行為を組ませていただいた。19年度は0円の期間だけで、実施は20年度から23年度であるとの答弁がなされました。

生涯学習課では、旧塩原御用邸の補修工事の内容についての質疑に対して、工事自体は大きく分けて2つある。1つは、建物に関する修繕で屋根と敷居、雨樋などを一括して修繕工事をする。もう一つは、防災設備の一部を取りかえるもので、2月から3月にかけて修理をしたいとの答弁がなされました。

議案第79号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第87号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定については、このたびの水道事業の数値改ざんについて、市長として水道事業管理者としての責任を感じることから、平成20年1月並びに2月の2カ月間給料の10分の1を減額するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第88号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等についてのうち、総務教育関係は、那須塩原市青少年センター条例の一部改正であり、これは機構改革にあわせて西那須野支所の教育委員会事務部局に場所を変えるもので、「錦町7番3号」を「あたご町2番3号」に改めるもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第89号 那須塩原市部設置条例の全部改正については、平成20年度の組織機構改革に伴い条例の全部を改正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第90号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正については、ことし8月に出された人事院勧告に基づき、本市の職員給与を国

家公務員と同様に改正をするものです。

質疑では、本年4月1日にさかのぼって適用になるのかとの質疑に対して、今議会で可決されたら差額の支給で対応する。ことしの場合は12月に0.05月を引き上げるが、来年からは6月と12月に0.025月ずつになるとの答弁がなされました。

議案第90号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第91号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、都市計画税の税率については、附則で暫定税率ということで0.2%と規定しているが、この期間を2年間延長、21年度に改正するものであります。

質疑では、税率を0.3%にしない場合、どの程度の額になるのかとの質疑に対して、平成19年度0.2%で予算が5億2,200万円ほどであり、0.1%分は約2億6,000万円程度になるとの答弁がなされました。

議案第91号については、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第7号 那須塩原市黒磯総合運動公園野球場の整備について、陳情書の審査結果について申し上げます。

意見では、多額の費用がかかり実現はかなり難しい話は重々わかるが、そういう中において那須塩原市の野球連盟からの陳情であり、もう少し検討したいので継続審査としたい。

スポーツ振興基本計画も策定されているので、全体的なスポーツ施設の見直し時期も含めて勉強するためにも継続審査としたい。

仙台育英跡地をサッカー場という話も出ているし、野球場についても市全体のスポーツ施設をどうしていくかという中で考えていかなければならないので継続審査としたい。

スポーツ振興基本計画の策定過程でもあり、や

はり市全体の中のスポーツ施設という視点からとらえていくべきである。スポーツ施設充実という趣旨は、競技種目にかかわらず賛同するものではあるが、大局的に今後の計画を考えるべきである視点から継続審査としたいなどの意見が出されました。

陳情第7号については、全員異議なく継続審査と決定されました。

以上が総務教育常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。

30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 福祉環境常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

当委員会に付託された案件は、補正予算案3件、条例案2件、陳情3件の8件であります。

これらを審査するため、12月17日、午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部からは部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）についての審査結果について申し上げます。

市民福祉部の福祉担当の主なものは、歳入では民生費負担金で児童福祉費負担金3,259万3,000円で、これは園児の増と定率減税廃止による所得階層の緩和の見込みが予想より少なかったための増額補正であります。

また、民生費国庫負担金で、児童福祉費負担金

8,838万6,000円は、児童手当の制度改正により3歳未満児が1万円になったことによる増額であります。

歳出では、保育園臨時職員費4,758万6,000円で、障害児保育支援事業、障害児保育対象者の増などによるものであります。

また、認可保育園運営費2,826万8,000円は、園児数の増によるものであります。

さらに、児童手当費1億3,634万5,000円は、児童手当の乳幼児加算が制度改正され、3歳未満児が本年4月1日より一律1万円になったことなどによる増額であります。

保健担当の主なものは、歳出で重度心身障害者医療費助成事業1,200万円は、助成対象が20名にふえたことによるものであります。

また、母子保健事業1,180万円については、妊婦一般検診を2回から5回に拡充することに伴う増であります。

質疑では、児童手当費の該当者への周知やシステムはどの質疑に対して、申請主義であり、周知は広報等を利用している。申請のない方にはダイレクトに個人あてに通知しているという答弁がなされました。また、認可保育園運営費では、病後児保育の利用状況について、友里かごに在園の園児の利用と他の園の園児の利用数はどうなっているか、使いにくいという状況ではないのかとの質疑に対して、全体の利用が135名、他の園からの利用は16名であるという答弁がなされました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、歳出で広域ごみ処理対策費の減額補正29億1,967万9,000円で、建築基準法等の改正に伴い、19年度の工事執行計画がおくれ、事業配分額が減額になったことに伴い、広域の一部事務組合負担金を減額するものであります。

質疑では、期間的にどの程度のおくれか、完成はの質疑に対して、完成については当初の予定どおり20年度中で、21年に稼働開始予定であるという答弁がなされました。

以上の質疑内容等が出されました。議案第79号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果について申し上げます。

主なものは、歳出で介護納付金3億2,771万2,000円の減額で、社会保険への移行に伴い、2号被保険者の減により保険給付費に組みかえを行ったものであり、保険給付費の療養給付費等は実績による増減であります。また、退職被保険者等高額療養費4,246万2,000円は、現物給付の増加見込みによる増であります。

議案第80号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第81号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果について申し上げます。

主なものは、人事異動に伴う人件費の整理であり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第88号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等についての審査結果について申し上げます。

組織機構改革に伴い、那須塩原市廃棄物減量等推進審議会条例の条文の改正であり、第6条では、会議をより明確化する条文の整理と、新たに会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができるとしたもので、第7条では、現行で「清掃担当課」で行っている庶務を「環境管理課」とするものであります。

質疑では、関係者というのはどんな方が該当するのか、審議会のメンバーに事業者は入っていた

かとの質疑に対して、業種のある程度専門性を持った人である。事業者も入っているとの答弁がなされました。

議案第88号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第92号 那須塩原市高齢者能力活用センター条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

現在建設中の那須塩原市西地区高齢者能力活用センターの供用開始に当たり、名称及び位置を加えるものであり、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第6号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書の審査結果について申し上げます。

今回の陳情は、消費者の悪質商法被害を未然に防止、あるいは損害の回復を容易にすることを目的としたものであります。

執行部から現在の当市の状況について、消費生活センターでのクレジット関係の相談件数が18年度51件、19年度は11月現在で32件であるなどの説明がありました。

審査の中では、改正された場合の効果については、適正な与信が行われ、それに基づいたクレジット契約がなされるようになる。既払い金についても、全額返還できるようになるなどの意見が出されました。

陳情第6号については、全員異議なく採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号 安心な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書の審査結果について申し上げます。

執行部から、現在の国・県・市の医師・看護師不足の状況について説明がありました。

意見では、国の状況、地域の状況、医師不足からたらい回しなどの問題もある状況であるので採択したい。医療ミスなどストレスがサービスの質にもかかわるし、今後介護の分野や保育の現場でも制度として看護師は必要となってくるので、採択としたい。法律化について不透明な部分があるので、精査のため継続としたいなどの意見が出されました。

討論では、看護師の報酬は決して安いものではない。夜勤の数をこなすことで増収を目指している方もいるので、継続して審議すべきであるとの討論がなされました。

陳情第8号については、賛成5人、継続2人で、賛成多数により採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号 障害者・高齢者に関する地域福祉の充実に関する陳情の審査結果について申し上げます。

陳情項目1の総合的福祉施設の新設については、市単独では難しいが、今後も継続して県に要望していく。

陳情項目2、安心安全セーフティネットワークの構築については、現在やっている部分もあるが、今後さらに充実していく部分も必要である。特にケアマネジメントについては、施設だけではなく地域で支え合うことが必要である。

陳情項目3の福祉関係事業者の育成と施設運営の支援関係では、今後より充実させていく部分でもあり、特にケアカンファレンスの中でも地域社会と支え合うネットワーク連携、そういった部分について今後積極的に進めていくことが必要と考える。

以上のことを確認し、この陳情については、全員異議なく採択といたしました。

今後の委員会活動の中でも、障害者に関する地域福祉の充実対策について検討していくことを全

会一致で了承いたしました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、産業観光常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成19年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託をされた案件は、予算案件3件、条例案件1件、その他の案件1件、請願1件の計6件であります。

これらを審査するため、12月17日、午前10時より第3委員会室において、委員7名出席のもと、所管部長、局長を初め、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。

初めに、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、農業委員会について申し上げます。

歳入において、15款2項4目農林水産業費県補助金では、交付額の決定によるものであり、また、20款4項4目農林水産業費雑入は、農業者年金業務委託料手数料が新規加入者の増と激変緩和措置で増額補正したものである。

歳出は、農業委員会運営費で、委員1名の欠員による減額補正と農業者年金業務委託事業では、報償費に1万8,000円、需用費に17万4,000円、残りは職員給与費に充当している。農業経営基盤強

化事業及び有料農地確保支援事業については、需用費を増額したものである旨説明がありました。

次に、農務課について申し上げます。

歳入においては、15款2項4目農林水産業費県補助金で農業費補助金、とちぎの食育・地産地消総合推進事業補助金14万6,000円は、地産地消総合推進事業の補助金であり、農地・水・環境保全向上対策費補助金105万5,000円は、事業推進のための事務推進費補助である。

歳出は、6款1項2目農業振興費において食育・地産地消を推進していく事業で、報償費は食育推進計画を策定するに当たり、懇談会委員への謝礼である。需用費はパンフレットの印刷製本費と小学校でのおにぎり・バター体験用の賄材料費である。委託料は、子どもたちのアグリ体験学習で農園を実施する事業であるが、1校減になったための減額である。

また、使用料及び賃借料は視察研修用のバス借り上げであったが、市のバスで対応するため減額するものである。

6款1項6目農地費106万円は、農地・水・環境保全向上対策事業に伴う事務推進費で、報償費は講師の謝礼、備品購入費はデジタルカメラの購入費等である。

6款1項9目農村環境整備費でむらづくり交付金事業は、鍋掛地区で推進している事業の委託料と土地購入費を減額し、工事請負費を増額する予算の組みかえである。

また、繰出金30万6,000円は、農業集落排水事業特別会計へ繰り出す旨説明がありました。

次に、商工観光課について申し上げます。

歳出7款1項2目商工振興費では、黒磯地区商工振興推進費が中小企業融資保証料350万円の増額である。これは3地区の不足分を一括計上した。

7款1項3目工業振興費においては、東那須産

業団地案内板撤去工事費75万円である旨説明がありました。

各委員より、農地費の黒磯地区農地対策費は、黒磯地区へ割り振るのかや、食育懇談会とは。アグリ体験学習は何校で、内容は。あるいは保証料とは何か足りない分を補うのかや、案内看板は価値あるものだが、支出だけではなく幾らかでも収入にならないか等の質疑があり、事務費であり、地区へ交付せず市で使うや、市の食育推進計画を今年度に策定をする予定である。人数は10人で、まだ第1回目を開催したばかりである。27校を予定していたが1校減となった。子どもたちが農作物の作付、栽培を体験するものである。あるいは本来ならば契約をするときに補助をすることがよいが、滞納になる場合もあるので、完済した時点で保証料を補助しているや、鉄など有価物を差しひいた金額である等の答弁があり、出席委員全員が異議なく承認いたしました。

次に、議案第83号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入3款1項1目一般会計繰入金30万6,000円は、人件費関係に伴う繰り入れであり、歳出はすべて人件費関係の補正である旨説明があり、出席委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第84号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入、6款1項1目雑入の194万7,000円及び歳出2款1項2目委託料の194万7,000円は、県施工の中塩原バイパス建設に伴い、宮の島源泉が約4m盛土されるため、源泉が影響を受ける可能性が高いので、地質・湯量の調査を行うものである旨説明があり、出席委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第93号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例等の一部改正について申し上げます。

今回の改正は料金の改定に向けた見直しの統一基準が決定し、その範囲内で調整するものである。内容は高齢者を65歳で統一、障害者の範囲を定義、団体割引を1割に統一、小学生及び中学生の使用料を半額程度にする等、基準にあわせたものである旨説明がありました。

委員からは、市内・市外の判別はや、高齢者を70歳から65歳に落としたのは使用が少ないため使用してもらうためか等の質疑があり、免許証や保険証などで判断しているや、統一基準を定めた中で、高齢者を65歳と定義したため等の答弁があり、出席委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第94号 土地改良事業の施行について申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。事業名は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金三本木・佐野地区である。平成20年度から平成24年度までの5年間継続事業で、総事業費は3億3,400万円である。農業用排水施設整備で、2路線、3,900mである旨説明がありました。

委員からは、当初計画が変更になった事情はや、新設水路か、堀形があるところを通すのか。また那須疏水との関係は等の質疑があり、当初計画では3路線であったが、国の採択が得られないので2路線で実施し、国庫補助事業にならないところは、今後県あるいは市単独事業で検討するや、大部分は水路形があるが、一部新規という箇所もある。那須疏水とかいうものでなく、旧木の俣堀の関係である等の答弁があり、出席委員全員が異議なく承認しました。

次に、請願第1号 日栄建設(株)の洞島地区産廃中間処理施設拡大計画阻止に関する請願につ

いてご報告を申し上げます。

9月定例会において継続審査となった当請願について、その後の経過説明がありました。10月25日、第2回目の地元・県・市の勉強会が開催され、業者との話し合いや説明会については、開催されていない旨説明がありました。勉強会の参加人数はや、勉強会はどこが開催したのか。あるいは地元の姿勢はや、業者から2回目の説明会の申し出はあったのか等の質疑があり、地元36名、県3名、市2名であるや、洞島地区が中心でやっている。あるいは今回の拡張に当たっては、操業時間も含め深く憂慮されている状況であるや、建設に賛成できない趣旨の文書を業者に送付しているので説明会は必要ないと聞いている等の答弁がありました。

地域として前向きに取り組んでいる動きが出てきたので、採択すべきである。あるいは今の社会情勢から考えると採択すべきである等の討論があり、出席委員全員が異議なく採択と決しました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査経過と結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長(植木弘行君) 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。
15番、石川英男君。

[建設水道常任委員長 石川英男君登壇]

○建設水道常任委員長(石川英男君) 建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成19年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件1件、その他の案件1件の計6件であります。

これらを審査するため、12月17日午前10時から第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長を初め、関係職員の出席を求め審査を行いました。以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、建設部から申し上げます。

まず、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

区画整理課から報告いたします。

歳入は那須塩原駅北、土地区画整理事業の補助金の確定に伴い、国庫補助金を増額、県補助金を減額するものです。

歳出では、工事請負費を追加補正し、約9,300㎡の街区の整地等を行うとの説明がありました。

委員から、街区整地の整備率等について質疑があり、予算上では3ha、14カ所の整地を考えておられ、整備率は19年度末で68.8%を予定しているとの答弁がありました。

次に、都市計画担当課についてご報告いたします。

歳入の主なものは、西那須野地区の市街地再開発事業であります。補助対象事業費の増額により、国庫補助金で2,500万円、県補助金で1,250万円を増額するとともに、基金繰り入れ、市債を増額するものです。

歳出の主なものは、西那須野地区におけるまちづくり交付金事業で、駅西口広場のJR近接工事、施行影響解析の委託費を追加、市街地再開発事業では、再開発組合に対する補助金の増額などを行い、（仮称）黒磯インター整備関連事業では、電柱の移設本数の確定により、補償金を増額するものです。

委員からは（仮称）黒磯インター整備関連事業の電柱の移設本数は、当初のルートに変更はなく、ふえたという理解でよいかとの質疑があり、この

事業は県と一緒に進めており、お互いの持ち分が明確になった。ルートには変わりはないとの答弁がありました。

また西那須野地区まちづくり交付金事業では、工事施行影響解析の委託先等はその質疑があり、JRの業務を経験している業者が前提と思う。複数ある場合は、指名競争入札を考えている旨答弁がありました。

次に、道路担当課について報告いたします。

歳入は21款市債で、交通安全施設等整備事業と地方道路整備、臨時交付金事業との事業費の調整に伴い、合併特例債の道路新設改良事業を減額するものです。

歳出は、人件費の調整に伴う職員給与費の減額であります。

次に、下水道担当課についてご報告いたします。

歳出で、下水道事業特別会計への繰入金1,245万3,000円を減額するもので、これは人件費の調整に伴うものであります。

議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、全員異議なく承認いたしました。

続いて議案第82号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入では、西那須野地区において受益者負担金の増額が見込まれるため、300万円を増額し、一般会計から繰入金を減額するものです。

歳出では、受益者負担金の一括納付が見込まれることから、その前納報償金を黒磯・西那須野・塩原の3地区で増額するほか、黒磯地区におけるマンホールの補修工事費を増額する旨の説明がありました。

委員からは、歳入の受益者負担金について質疑があり、西那須野地区において想定していた対象

面積を上回る開発関係があったとの答弁がありました。

また、マンホール補修工事に関して1基当たり経費について質疑があり、マンホールの高さ調整で15万円、マンホール回りの道路補修で10万円を見ている。高さ調整は6カ所、道路補修は3カ所との答弁がありました。

議案第82号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員異議なく承認いたしました。

建設部の最後です。議案第95号 市道路線の認定について申し上げます。

黒磯地区6路線、西那須野地区24路線、合計30路線については、いずれも寄附受け入れに伴い、市道路線として認定する旨の説明がありました。

委員からは、分譲に伴う寄附の手続は、分譲が終わった時点か、あるいは家が建ち始まってからされるのかとの質疑があり、開発が終わった段階で手続される業者もあれば、分譲が始まり、家が建ち始まってから手続される業者もあるとの答弁がありました。

また、家が建たず草とか荒れてきた民地に対する市の対応について質疑があり、民地側の草などが道路にかぶってきたときは、所有者を調べて連絡するが、最終的にだれもやらない場合は、道路上の管理、危険防止のため、市でやらざるを得ないとの答弁がありました。

議案第95号 市道路線の認定については、全員異議なく承認いたしました。

続いて、水道部について申し上げます。

初めに、議案第85号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

人件費の調整に伴う補正であり、歳入では、西塩簡易水道事業の基金繰り入れ、板室本村簡易水

道事業の一般会計繰入金が増額であります。

歳出では、西塩簡易水道の職員2名と板室本村簡易水道職員1名の職員給与費であります。

また、現在委託している水道料金の賦課徴収業務について今年度で期限が切れることから、新たに22年度までに債務負担行為をする旨説明がありました。

委員からは、水道料金の徴収率をアップするため、民間委託を導入してきた経過があるが、徴収率の動向はとの質疑があり、17年度と18年度では、黒磯水道事業が96.44%から96.76%、西那須野水道事業では96.87%から97.50%、塩原水道事業では91.70%から93.18%と少しずつ上がっている状況であるとの答弁がありました。

また、滞納しても供給停止ができないと思うがとの質疑があり、基本的には停止するが無理やりではない。停水処分をする場合には、関係部局と協議の上対応しているとの答弁がありました。

議案第85号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第86号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

歳出のみの補正で、人件費の調整に伴う職員給与費のほか、水道事業審議会の委員の報酬を2回分増額するものであります。

また、上下水道事業の料金関係事務業務委託について、19年度から22年度までの期間、限度額を2億7,400万円とする債務負担行為を設定する旨の説明がありました。

議案第86号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）については、全員異議なく承認いたしました。

最後に、議案第88号 組織機構改革に伴う関係

条例の整備等についてご報告いたします。

来年度の組織機構改革に伴い、上下水道部となることから、那須塩原市水道事業の設置等に関する条例及び那須塩原市水道事業審議会条例の条文中にある「水道部」を「上下水道部」に改めるものです。

議案第88号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等については、全員異議なく承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（植木弘行君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 福祉環境常任委員長にお伺いします。

議案第79号と80号、両方ともこの中に後期高齢者医療制度の予算が歳出の部分で入っていると思うんですが、これに関連する報告が全くありませんでした。質疑とか、議論の内容などについて詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 福祉環境常任委員長、金子哲也君。

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 議案第79号、80号に関して、特にその質疑等はありませんでした。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 非常にこれから後期高齢者医療保険制度いろいろな問題があって、各自治体

では意見書とか、請願とか、そういったものを数多く出されております。非常に問題もあるということで、そういう質疑や議論がなかったということで非常に残念です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

5番、高久好一君に申し上げます。ただいまは質疑の取り計らいでございますので、意見については申し上げないようにしていただきたいと思えます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようでございますので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第87号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定についてから議案第93号 那須塩原市もみじ谷大吊橋条例等の一部改正についてまでの7件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第87号から議案第93号までの7件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第93号までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） おはようございます。5番、高久好一です。

議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）の反対討論です。

今回の補正は、1 職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整、2、国、県補助事業の変更、決定等に伴う予算変更に関するもの、3、決算を踏まえた事業の過不足調整及び早急に対応が必要なもの等について予算措置を行うものです。

反対の理由は、歳出補正の中にある3款民生費2億4,153万円の中に後期高齢者医療広域連合負担金として256万2,000円があるからです。

後期高齢者医療制度は、2006年6月、自民・公明両党が強行した医療改革法で導入が決められました。後期高齢者とは75歳以上の約1,300万人のことです。現在、75歳以上の人は生活状況や所得に応じてさまざまな医療保険に加入しています。年金生活者の多くは、国民健康保険に加入しています。低所得のため、サラリーマンや公務員の扶養家族として健保組合や生健健保などの被用者保険に入っている約200万人がいます。後期高齢者医療制度が導入されると、2008年4月から75歳以上の高齢者は、それまで加入してい国保や健保を脱退させられ、新しくできる後期高齢者だけの医療保険に組み入れられます。

現行の制度と大きな違いの一つは、保険料の年金天引きです。年金が1万5,000円以上の人は、介護保険料とあわせて後期高齢者医療保険を年金から天引きされます。

また、現在、扶養家族として被用者保険に入っている人は、直接本人が保険料を払うことはありませんが、新制度では一人ひとりが保険料を払わなければなりません。

もう一つ、大きな問題は後期高齢者の医療を制限することを検討していることです。これが実施

されると、75歳以上の人はそれより年下の人に比べて受ける医療の内容も差別されることとなります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を他の医療保険から切り離し、保険の取り立ては強化しながら医療内容は格差をつけることをねらったものです。65歳、74歳の障害者や寝たきりの人、人工透析患者など約100万人も後期高齢者医療制度の対象です。保険料額については、政府は全国平均で6,200円、年間7万4,400円と説明してきました。栃木県の年平均保険料は6万9,600円、月5,800円と決まりました。地域世帯構成、収入などにより、新保険料は現行の保険料を超えるケースも生れています。さらに重大なのは、将来の値上げが確実だということです。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、2つの要因によって値上がりすることになります。1つは、医療給付費の増加です。介護保険料と同じく後期高齢者医療保険も患者の増加や重傷化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料が値上がります。

もう一つが後期高齢者の人口増です。後期高齢者の人口比率が高くなるのに応じて、後期高齢者が払う保険料の財源割合を12%、15%などと自動的に引き上げる仕組みとなっています。そのため、医療給付費がふえなかったとしても、保険料は政府の試算の平均保険料額で2015年には3,700円、2025年には2万1,500円、2035年には3万4,200円と値上がりしていきます。日本の高齢化が進む限り、際限なく保険料が引き上げられていく制度が導入されようとしているのです。

保険料を自分で納めに行く人の場合、保険料を1年間滞納し、悪質滞納者とされると保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行されることとなります。

現在、75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として国が医療に国が責任を持つことになっています。そのため、国の公費負担医療を受けている被爆者や結核患者と並んで保険証の取り上げが禁止されていました。ところが、2008年4月からは老人保健制度が廃止されて、後期高齢者医療制度が導入されると、75歳以上の人からも保険証の取り上げが可能となります。医療保険なしでは生きていけない高齢者から保険証の取り上げをやるやり方は、まさに行政が社会的弱者を切り捨てるうば捨て山医療制度です。

こうした制度の仕組みや問題点を知るにつれ、このまま実施されたら大変なことになるという世論が急速に広がっています。特に実際に制度を運営する自治体の首長からは、これでは住民に説明できない。貧しい年寄りには早く死ぬということになってはならないなどの声が上がっていることは重要です。

短期間のうちに後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書や請願を採択した地方議会は、長野、和歌山、徳島など10の県議会と291の市区町村議会です。東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県や北海道のように、広域連合からも被保険者の負担軽減など国の財政措置を求める意見書が提出されています。国の高齢者いじめ対策に対して、地方からの強い異議申し立てです。

次々に矛盾が噴出する後期高齢者医療制度の実施は中止し、国民、自治体、医療関係者などの意見を集め、制度の可否を含めて全国的に議論をやり直すべきです。世界にも例のない年齢差別の医療制度に反対し、これは撤回、廃止すべきだと考えます。

この制度の実施を中止させ、だれもが安心してかかる医療を拡充すること。1、高過ぎる窓口負担を引き下げる。2、公的医療保険を解体から

守り、保健医療を拡充する。3、医療への国庫負担を引き上げて、保険料の軽減、医療保険料財政の建て直しを図ることを国、県に要請するよう提案し、議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）に反対するものです。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 議席31番、松原勇であります。

議案第79号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正は、人事異動並びに人事院勧告に基づく人件費の整理を初め、国、県の補助事業の変更などによる過不足調整を行うものであります。

これらの財源として、歳入では民生費の保育料負担金の3,453万4,000円の増額や児童手当、保育所運営費など、また、市街地再開発事業などの国庫支出金は1億1,803万4,000円、県支出金4,263万4,000円、さらに元気なまちづくり基金繰入金1,625万円などが主な歳入であります。

また、歳出では、人件費の給料や時間外手当の減少で4,536万1,000円などがあります。

4月に制度改正された児童手当の大幅増や保育園臨時職員費、児童数の増加などにより2億4,153万円の追加補正がなされました。

また、第2期ごみ処理施設事業に関しては、建築基準法の改正による構造計算に時間を要したため、今年度の予定工程が着工できなくなり、29億1,900万円の減額となりましたが、平成21年の稼働に向けて着実に進行されることを望むところであります。

さらに、土木費の市街地再開発事業、那須塩原駅北土地区画整理事業や西那須野まちづくり交付金事業などで7,277万4,000円は、地域活性化に寄

与するところが大きく、期待の持てる事業であります。

民生費の社会福祉費では902万円が計上されたが、平成20年4月より新しい高齢者医療制度が開始されるに当たり、後期高齢者医療広域連合負担金が計上されたことは、前期高齢者制度と相まって、後期高齢者制度はこれまでの老人保健にかわる制度で、都道府県の全市区町村が加入する広域連合を設立し、保険料決定、付加決定、医療費の支給などを行う組織であります。

本市においても、前期、後期の高齢者が戸惑うことなく安心して老後の医療や介護が受けられる体制を整えておくことが大切であります。

医療や福祉はお金がかかりますが、社会全体が相互扶助の精神を培って住みよい社会環境を醸成していかなければなりません。

今回の補正は、児童手当、保育園事業、市街地再開発事業など、いずれも時宜を得た事業対応の補正予算でありますので、計画どおり万全の態勢で執行されることを希望して、平成19年度一般会計補正予算（第3号）については、賛成するものであります。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決いたします。

議案第79号については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告どおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する反対討論です。

今回の補正は、1、人件費の過不足の調整、2、事業費の過不足の調整です。

反対の理由は、歳出の中で1款総務費588万7,000円の中に一般管理費として125万9,000円の前期、後期高齢者の医療保険関連として役務費78万1,000円、委託料47万8,000円があるからです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が国保や健保から切り離し、保険料の値上げか、それがいやなら医療の制限かという選択に追い込んでいく制度です。

75歳以上を他の世代と区切る理由としては、国は心身の機能が低下し、入院もふえるなどを上げています。これは医療費がかかるという高年齢者を追い出すものであり、ある厚生労働省患部からもこの制度をうば捨て山と批判しています。

こうした制度改悪を強く求めてきたのは財界、大企業です。この間、財界は企業の税、保険料の負担を減らすため、社会保障費を切り詰めよと要求し続け、医療制度については、①高齢者医療を現役世代から分離すること、②高齢者の医療負担を抜本的にふやすこと、③診療報酬を包括払いに

変え、保険給付を制限することなどを求めてきました。

2020年代には、戦後ベビーブームに生れた団塊の世代が75歳以上となります。そうなっても国の財政と企業の保険料負担がふえない仕組みを今のうちからつくろうというのがこの制度のねらいです。

高齢者の医療を抑制することは、現役世代のためともいいますが、とんでもないことです。後期高齢者医療制度は、今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る大改悪です。高齢者を扶養している現役世代にも重い負担がのしかかります。国民の寿命が伸び、医療や社会保障が拡充することは本来喜ばしいことです。

ところが、政府・財界は社会保障給付費を抑制しないと、財政や経済が大変なことになると言い立て、医療、介護、年金、福祉など、あらゆる分野で国民に負担増と給付削減を押しつけてきました。後期高齢者医療制度もその一環です。

しかし、日本の社会保障費はGDP（国内総生産）の17.4%で、イギリスの22.4%、フランス28.5%、ドイツ28.8%などと比べて大きく立ち遅れた水準に過ぎません。日本の経済全体から見れば、社会保障を充実させていく力は十分にあります。

また、社会保障の拡充は、冷え込んでいる国内需要を温め、地域経済を活性化させて雇用もふやすなど、経済の安定成長を促します。

社会保障の財源を考える上で大事なことは、「負担は能力に応じて、給付は平等に」という応能負担の原則を貫くことです。

日本の総医療費は、GDP（国内総生産）の8%で、サミット参加7カ国の中で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れ、公共

事業や軍事費などの浪費を見直し、大企業、外資傘下に応分の責任を求めるなら、法的医療保障を拡充することができます。

那須塩原市の保険税額を見れば、全国で19位、栃木県では一番高い。国保税が高くて市民がやりくりし、8回で納めきれず10回にし、苦勞して払っている方も多くいます。

昨年度資格証明書の発行は、1,400世帯から1,650世帯にふえており、対前年度比17.86%の増です。新しい滞納者をつくられないという対策がまだ力を発揮していない中で、後期高齢者医療制度の導入による新たな負担が低所得者に課せられます。

後期高齢者医療制度に危惧を抱き、見直しを求める自治体は、短期間のうちに10の県議会と291の自治体となっています。和歌山県御坊市のように市民の怒りに押され、凍結廃止を求めるものから、自治体とは別に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道の広域連合からも、被保険者の負担軽減などで国の財政措置を求める意見書が提出されています。

後期高齢者医療制度の仕組みや問題点が明らかになるにつれ、意見書の文言には高齢者に新たな負担と差別医療を強いる耐えがたい制度、人の命も金次第ではなく、経済力にふさわしい国民に向き合った医療制度を高齢者の暮らしと健康に大きな影響を及ぼし、必要に応じた医療が受けられない事態が懸念される。高齢者に新たな負担が生じ、低所得者への配慮に欠ける、高齢者が受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下するなど問題点があると指摘しています。

次々に矛盾が噴出する後期高齢者の実施は中止し、国民、自治体、医療関係者などの意見を募り、制度の当否を含めて全面的に議論をやり直すべきです。市民の健康と命が守られる新しい医療制度

の転換点となることを求める立場から、議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対するものです。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

〔6番 鈴木 紀君登壇〕

○6番（鈴木 紀君） 議席番号6番、鈴木紀です。

議案第80号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について賛成討論いたします。

平成20年4月から75歳以上の方々については、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者となりますが、本補正予算は後期高齢者医療制度の施行に先立ち、現在、75歳以上の被保険者を含む国保世帯に対し、4月からの新しい保険証を交付する費用及び保険給付費用の調整組みかえを行う補正であります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度につきましては、医療保険制度の安定的、持続的な運営を確保するため、また、国民皆保険制度の充実のために必要な制度であると認識しており、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第80号については、福祉環境常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第86号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算

（第3号）までの6件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第81号から議案第86号までの6件については、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第86号までの6件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 土地改良事業の施行について及び議案第95号 市道路線の認定についての2件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第94号及び議案第95号の2件については、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号及び議案第95号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、初めに、請願第1号については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

請願第1号については、産業観光常任委員長報告のとおり、採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第6号については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第6号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第8号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

陳情第8号 安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書に採択すべきとする賛成討論です。

討論の通告の締切が19日であったため、福祉環境常任委員会の審議状況が把握できずに討論することになりました。

栃木県の実施した2007年度県政世論調査複数回答の結果では、県政への要望で最も多かったのは、高齢者福祉対策手62.6%となり、18年連続の一位です。ついで医療対策が57.6%で、6年連続の二位となっています。福祉医療重視の県政を求める県民意識の強さを示したものです。

日本の医療現場での医師数は、人口10万人当たり200人です。経済協力開発機構（OECD）に加盟する先進30カ国中27位で、OECDの平均310人を大きく下回っています。この水準から見ると、日本の医師は約12万人足りません。

しかし、国・厚生労働省は、一貫して問題は地域や診療科によって偏りがあることだと主張しています。実際に都道府県別に見ても、人口10万人当たり医師の数が多き東京都264人、徳島県268人でも、OECDの平均には届いていません。

栃木県は人口10万人当たり204.7人です。日本の医師の過剰の地域はありません。一番少ない埼玉県では129人です。とても医師は足りているなどという状況ではありません。

自民党や連立与党が推進してきた医師養成抑制策と医療費抑制策という医療政策の誤りを時期的に示したのが医師不足問題です。

日本政府は1970年代まで1県1医大の推進など、医学部の定員増を進めてきました。その方針を変えたのが1980年代です。福祉切り捨ての行革路線のもと、1982年政府は医師数の抑制を閣議決定しました。これを受けて、1986年には厚生労働省の将来の医師需給に対する検討委員会が1995年を目途として医師の新規参入を最小限10%程度削減する必要があるとの見解を発表しました。1993年には、医学部の入学定員は1986年に比べて7.7%減りました。しかし、政府はもっと減らせと公立大学医学部を初め、大学関係者に最大限の努力を要求し、1997年には再度閣議で医学部定員の削減を決定しました。これが医師不足を深刻にした世紀の誤診だと全国公立病院の会長は指摘しています。

四半世紀にわたって政府が医師数の抑制に躍起になった最大の理由は、医師がふえると医療費が膨張するという財界の要求にこたえたものです。こうした政府の抑制策が全国各地で医療崩壊を引き起し、住民の命を脅かす結果をもたらしました。マスメディアも医学部の定員削減の古証文は反故にすべきとの声が広がっています。

そこで私たちの提案のポイントです。

1、産科、小児科の確保の緊急対策、公的病院の産科、小児科の切り捨てをやめる。診療報酬の引き上げ、出産一時金の大幅増額、国の責任で周産期医療の拠点の整備。2、医師数、看護師数抑制の拠点を改め、医師を抜本的に増員する。医師の計画的増員、医学部定員の抜本的増。3、勤務

医の労働環境の整備。医師の安全を高める。看護師等の増員による負担の軽減、女性医師の働く環境の整備、医療事故に対する制度の創設。4、公的保険、公的医療の拡充で地域医療を建て直す。

5、不足地域、診療課への医師の派遣と確保、全国的な医師派遣のシステムの確立。都道府県の国への財政支援をふやすなどです。

日本では、1980年代以降、医療費抑制の方針によって世界に例のない医師の数をふやさない政策がとられてきました。医師や看護師が世に出ていくには数年かかります。これから団塊の世代が高齢者になっていくわけですから、待ったなしです。今こそ医師、看護師抑制路線を改めるべきです。

さらに、医師不足の根本にある公的医療の切り捨て、構造改革路線を改めるべきです。国や都道府県が医師の配置で積極的な役割を果たすべきだということも提起しておきたいと思います。

地域からは、現場はもっと深刻だという告発も寄せられています。病院の経営は深刻な事態になっているという声が共通しています。国民的な議論を重ね、安心・安全な市民のための地域の医療をつくっていくことに力を尽くすことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第8号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第9号について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 陳情第9号 障害者・高齢者に関する地域福祉の充実に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

今回、那須塩原市心身障害児者父母の会が障害者・高齢者に関する地域福祉の充実に関する陳情を出すきっかけになった傷害致死事件はことしの5月に起きております。

この事件は知的障害と精神障害の重複障害がある弟を両親亡き後、一人でみていた兄が弟に暴行を加えて死亡させてしまった事件ですが、兄に対する支援がない状況で介護の重圧から最悪の事態を引き起こしてしまったと考えられます。

この事件の背景には、この国の福祉の脆弱さと矛盾、那須塩原市の福祉計画の不備、私も含めた政治の力不足、地域で支えるシステムがないなど、多くの課題が存在していると思われれます。

この事件を知って、市と支援センターなどの対応がどのようになされているか、現状把握ため担当課に行き、この事件を受けてケース会議が開かれたかを聞きましたが、開かれていませんでした。その予定もその時点ではありませんでした。せめてケース会議が開かれ、この事例の課題が何かを明確にする中で、那須塩原市の福祉の課題も明らかになればと期待したのですが、市の担当者にケース会議を開くことが考えつかなかったと言われ、がっかりしてしまいました。

その後、ケース会議は開かれましたが、踏み込んだ議論となっていないように思います。ケース会議の限界なのかもしれません。ケース会議はサービス担当者会議として介護保険制度でも行われます。利用者を支える意味で重要な会議となっています。

介護保険制度は高齢者を支援すると同時に、家族への支援も目指しています。介護地獄からくる

無理心中事件などが起き、介護の社会化という理念も盛り込まれました。不十分であっても、介護保険ができて救われた人もいました。徐々によくなるのではと期待しましたが、ここに来て介護給付抑制が図られるようになり、最近も両親をあやめてしまった事件が起きるなど、介護の社会化が遠のきそうです。

障害者に対してもそうです。障害者支援費制度ができて少しはよくなるのではと期待しましたが、障害者自立支援法となり、やはり利用抑制、利用負担増が起きました。その上、施設では報酬削減により手厚い人員配置ができなくなり、人手を要する利用者を受け入れることが困難となってきました。

その結果、居場所を失った利用者は、わずかなサービスで地域で暮らすことになります。その場合、家族への重圧は増します。

今回の事件のケースのように、問題行動を伴った精神障害がある利用者を抱えた家族は深刻です。精神障害に対するサービスが那須塩原市にはないに等しいからです。

日本の社会的入院で多いのは、精神疾患です。精神患者の社会的入院の解消として、精神障害者を地域に、在宅に帰す施策が取られています。障害者自立支援法の対象を知的障害、身体障害に加えて精神障害の3障害としたことから明らかです。

精神障害者を社会的入院で病院に押し込めてよいはずはありませんので、地域に、在宅に帰す方針は間違っていないと思います。しかし、地域に受け皿体制が整っていません。早急に体制を整える必要があります。でも、単純に介護だけを提供する事業者をふやせば済む問題ではありません。一部の市町村を除いて多くの市町村がどうしてよいか悩んでいる状態でしょう。

そんな状態で悲劇は起きました。地域で暮らしながら、ショートステイに行く以外は家から出ることを許されていない状態におかれている弟。そうしないと、弟と2人で地域で暮らしていくことができない状態に追い詰められた兄。この2人を救うことができなかったのです。

私など常に福祉の充実に関して発言をしていますが、何の役にも立ちませんでした。2人の暮らしを知ったときの衝撃は大きく、政治の無力さに何もできていない自分に対して苛立ちました。兄はとらわれの身、弟は命を失ってしまいました。2人の人生を狂わせてしまったのです。

このままではいけない、強く思ったときに出されたのが障害者、高齢者に関する地域福祉の充実に関する陳情です。陳情の中でも、「事件は福祉関係者や地域社会に大きな悲しみと反省、検討課題を投げかけております。」と述べております。このことを真摯に受けとめて、この陳情を執行機関と議会、そして市民の力をかりて実行あるものとするを願って賛成いたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第9号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号については福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第7号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査となりましたので、報告いたします。

—————◇—————

◎議員の派遣について

○議長（植木弘行君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議会運営委員会視察研修実施計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを承認することに決しました。

議会運営委員長は、視察の結果を次の定例会において報告願います。

次に、創生会代表若松東征君、敬清会代表平山英君、清流会代表の松原勇君、公明クラブ代表の吉成伸一君、はるのひ会代表の山本はるひ君、無党派市民ネットワーク代表の早乙女順子君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

◎常任委員会行政視察の報告について

いて

○議長（植木弘行君） 日程第3、常任委員会行政

視察の報告についてを議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） 総務教育常任委員会の行政施設について報告を申し上げます。

去る平成19年11月12日月曜日から14日、水曜日までの3日間。委員7名、随員1名の8名で行政視察を行いました。

三重県伊賀市では、議会基本条例についてを、愛知県豊田市においては、行政経営システム集行革プランについてと議会活性化計画についてなどについての視察をしてまいりました。

詳細につきましては、お手元に配付されております報告書をご一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長、30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 行政視察の報告をいたします。

福祉環境常任委員会では、去る平成19年11月12日から11月14日まで行政視察を行いました。

まず、11月12日は、徳島県上勝町においてごみ対策、ごみゼロ・ウェィスト宣言について視察しました。

次に、11月13日においては、徳島県鳴門市において子育て支援についての視察をしてまいりました。

詳細については、この報告書をごらんになっていただきたいと思います。両町・市とも非常に参考になる問題がありましたので、今後当市においてもそれを利用させていただいて、よいまちづくりをしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長、18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、観光常任委員会の行政視察の報告をいたします。

産業観光常任委員会は、去る平成19年10月29日から10月31日にかけて三重県名張市、三重県松阪市、愛知県豊田市の行政視察をしてみました。

名張市におきましては、名張まちなか再生プランについて、松阪市につきましては、松阪農業公園ベルファームについて、豊田市におきましては、農ライフ創生センター事業についてを行政視察をしてみました。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元に配付されております報告書の方をお目通しいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、建設水道常任副委員長、23番、若松東征君。

〔建設水道常任副委員長 若松東征君登壇〕

○議長（植木弘行君） 建設水道常任委員会の報告を申し上げます。

建設水道常任委員会は行政視察におきまして、委員長が病氣療養中のため欠席でありましたので、委員長にかわって私がお報告いたします。

去る10月30日から11月1日までの3日間、委員6名、随員1名の7名で鳥取県の倉吉市、島根県の安来市と雲南市の3カ所を視察してみました。

倉吉市では、倉吉駅周辺整備事業において、倉吉駅周辺の「いきいきまちづくり交通計画」及び

「まちづくり構想」について、安来市では「中海ふれあい公園整備事業」と「道の駅建設事業」について、雲南市では、「水道料金統一に向けた審議経過の概要」と「水道事業総合整備計画に基づく水道ビジョン」について視察してみました。

詳細につきましては、お手元に配付の報告書をご一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

以上で常任委員会行政視察の報告を終わります。



◎議会運営委員長報告

○議長（植木弘行君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

○議会運営委員長（水戸 滋君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、去る12月17日午前9時35分より第4委員会室において、委員7名、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、市長提出の追加案件として、補正予算案1件、条例案1件、その他の案件1件の計3件であります。この取り扱いについては即決扱いといたします。

また、議案に対する質疑、討論は先例のとおりと取り扱うことといたします。

以上が追加議案に対する審議の結果であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案書配付のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時55分

○議長（植木弘行君） 休憩前に戻り、会議を開きます。

—————◇—————

◎日程の追加

○議長（植木弘行君） 追加議事日程第1号に入ります。

—————◇—————

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 議案第97号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 折井正幸君登壇〕

○副市長（折井正幸君） 議案第97号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は2ページから6ページ、議案資料は3ページから12ページとなります。

本案につきましては、健康保険法等の一部改正により、国民健康保険税の納税義務者で老齢等年金の支払いを受けている65歳から74歳までの被保険者に課する国民健康保険税を特別徴収の方法で徴収するために条例を改正するものであります。

平成20年4月から実施するに当たり、年金保険者である社会保険庁共済組合等との事務手続が事前に必要なことから法整備を行うため、追加上程させていただくものであります。

改正する内容は、徴収の方法として特別徴収の方法、特別徴収義務者の指定、特別徴収税額の納入の義務等関連する条項を追加するものであります。

よろしく御審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この徴収の方法というのは、今の介護保険での徴収と同じようにそろえるという意味で行われると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

基本的には介護保険の徴収と同じこととなります。ただし、今度介護保険と合算になりますので、金額的に国保の保険料、それから介護保険料の合

算額が年金額の年額ですね、その2分の1を超えないことという規定がございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第97号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第96号及び議案第98号

の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、議案第96号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）及び日程第3、議案第98号 土地改良事業の施行についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号及び議案第98号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第96号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）及び議案第98号 土地改良事業の施行について、一括して提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第98号 土地改良事業の施行について申し上げます。

議案書7ページ、議案資料14、15ページでございます。

本案は、平成19年9月6日から翌7日にかけて発生した台風9号災害において損壊した下大貫頭首工について農業用施設災害復旧事業を行うため、土地改良法の規定により議会の議決を求めらるものであります。

本事業は総事業費2,340万円で、災害復旧工事の設計業務委託及び護岸根固工を施工するものであります。

次に、議案第96号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから2ページでございます。

今回の補正は、ただいまご説明を申し上げました議案第98号の土地改良事業の施行に要する費用について予算措置するものであります。

歳入は、14款国庫支出金に、国庫負担金1,382万円を計上し、21款市債に災害復旧債590万円を追加することで1,972万円の増額補正となります。

一方の歳出は、11款災害復旧費に復旧事業を行うための経費2,340万円を計上いたします。これにより368万円の財源が不足することから、14款予備費を充て、歳出の補正額を歳入同額とするも

のであります。

これによりまして、平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、420億8,024万4,000円となります。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますよう申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号及び議案第98号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第8号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第4、発議第8号 洞島地区産廃中間処理施設拡大計画に対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業観光常任委員長、18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、発議第8号 洞島地区産廃中間処理施設拡大計画に対する意見書の提出についての提案理由の説明を申し上げます。

那須塩原市洞島地区で操業中の日榮建設株式会社は、現在の施設敷地を2倍増にし、燃焼施設日量4.9t、8時間稼働のものを日量48tで24時間稼働にし、破砕についても、現在の2倍にするなどのほか、取り扱う廃棄物も廃プラスチック・紙くず・ゴムくず・繊維くず・動植物性残渣を追加するものであります。

本市は、社会的責任を十分果たすだけの産業廃棄物施設があり、市あるいは市議会においても、これ以上の産業廃棄物処理施設建設に反対を表明しているところであります。特に洞島地区の道路は狭隘であり、これ以上産廃車の通行量がふえれば、住民の日常生活さえも脅かすものであります。また、日榮建設株式会社は、現在の施設でさえ行政処分を受け業務停止になったこともあります。仮に許可された場合には、農地・水周辺環境への汚染と悪影響が懸念されます。地域の環境保全を守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を継承していくためにも、日榮建設株式会社の事業拡大計画には断固反対であります。

このようなことから、許可権限を有する栃木県に対し、事業規模拡大計画を許可することのないよう強く要望する意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解の上、ご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討
論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第9号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第5、発議第9
号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提
出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
福祉環境常任委員長、30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 発議第9号、
陳情第6号による割賦販売法の抜本的改革に対す
る意見書について提案説明をいたします。

最近、悪質なクレジット販売が、特にお年寄り

や弱者を中心に横行し、被害金額も増大の一途を
たどっております。それらの問題の中の悪質なも
のを排除し、早急にクレジット販売方法を改善す
るため、意見書を提出するものであります。

本件については、議員各位におかれましても、
ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明といた
します。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。
本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、
討論を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第9号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第10号の上程、説明、質
疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第6、発議第10
号 地域医療の拡充をはかるため、医師・看護師
等の大幅増員を求める意見書の提出についてを議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉環境常任委員長、30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 発議第10号、陳情第8号による安全な医療と看護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅増員を求める意見書について説明いたします。

最近、医師不足、看護師不足が叫ばれる中、それらの状況を少しでも緩和し、住民が安心して生活できるよう医師・看護師の増員を求めるもので、国に対して法改正や法制定を願って意見書を提出するものであります。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第10号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 以上で、平成19年第5回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） まず、ご報告を申し上げます。

既に皆さんご承知のとおり、昨日新聞、テレビ等で報道になりました地震の件でございますけれども、昨日の午後7時39分ごろ塩原温泉を中心とした局地的な震度4の地震が発生をいたしました。地震発生後、塩原支所において被害情報の収集を行いました。幸い被害の報告はなく、安堵したところでございます。

それでは、平成19年第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月4日から本日までの22日間にわたります会期中で、提案を申しあげました案件につきまして、慎重に審議を尽くされ、さらには原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、市政一般質問の場などにおいて、議員各位によりいただきましたご意見等は、今後の市政運営にできるだけ生かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、本年も余すところ1週間となりました。この1年間を振り返ってみますと、記録的な猛暑を初め、台風や大雨、地震などによる自然災害の

ほか、国政においては、参議院議員選挙における民主党の勝利や安倍首相の辞任、福田首相の誕生など、より強く環境の変化を感じた一年でありました。

このような中、本市においては、公金の管理や三島学校給食共同調理場の問題、さらには水道事業決算における数値の改ざんなど、事務事業の執行においてさまざまな問題が発生し、皆様方に多大なご心配をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

今後は、職員一同全力を挙げて信頼の回復に努めてまいりますので、議員各位のご理解と一層のご協力をお願い申し上げます。

この冬は、ソ連型と言われるインフルエンザの流行が心配されるところであります。健康管理には十分留意をされ、健やかに新しい年を迎えられますよう心からお祈り申し上げ、第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（植木弘行君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る12月4日から22日間にわたり開会されました平成19年第5回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。議員各位にはご協力に対し心から御礼を申し上げたいと思います。

また、執行部におかれましては、審議の過程の

中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時15分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年12月25日

議 長 植 木 弘 行

署 名 議 員 齋 藤 寿 一

署 名 議 員 金 子 哲 也